

# 気象警報発令時の授業と定期考査の措置(令和7年度の規程)

## 1 警報の種類と対象地域

### (1) この規定における警報

大雨・暴風・暴風雪・大雪の警報または特別警報，および洪水警報（以下，これらのすべてまたは一部を警報という）

### (2) 対象地域

#### ① 姫路市

#### ② 姫路市以外の生徒居住地・通学路

|         |     |     |      |      |     |     |
|---------|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 〔西播磨地域〕 | 相生市 | 赤穂市 | 福崎町  | 市川町  | 神河町 | 上郡町 |
|         | 佐用町 | 宍粟市 | 太子町  | たつの市 |     |     |
| 〔東播磨地域〕 | 高砂市 | 播磨町 | 加古川市 |      |     |     |

## 2 通常の授業日

### (1) 午前6時

ア 姫路市に警報が発令されている場合，全ての生徒は自宅で待機する。

イ 姫路市に警報が発令されていないが対象地域②に警報が発令されている場合，その地域に関係する生徒は自宅で待機する。

### (2) 午前10時

ア 引き続き姫路市に警報が発令されている場合，臨時休業とする。

イ 姫路市に発令されていた警報が解除されている場合

a 5限以降の授業を実施する。生徒は13時までに登校する。

b 対象地域②に警報が発令されていれば，その地域に関係する生徒は自宅待機を続ける。出席することができなかった授業については公欠とする。

## 3 定期考査の日

午前6時，姫路市または対象地域②に警報が発令されている場合，臨時休業とする。臨時休業日の考査は，考査最終日の翌日に実施する。

〔補則〕 校内模試，校内実力考査は通常の授業日に準じる。

## 4 その他

警報が発令されていなくても外出が危険な場合は自宅待機すること。また，通学中に警報が発令された場合、自宅等安全な場所に移動して待機すること。